

平成23年3月18日

東京入国管理局  
局長 畠山 学 殿

財団法人日本語教育振興協会  
理事長 佐藤 次郎

東北地方太平洋沖地震に伴う留学生の特別措置について（要望）

標記の地震及び福島第一原子力発電所の事故に係る不安のため、各日本語教育機関の留学生の中には、入国を留保する者また、一時帰国する者や帰国する者が日ごとに増えてきております。この様な緊急事態に対処するため、各日本語教育機関及び日本語教育機関の団体から留学生の入国手続及び在留資格認定証明書交付申請手続について特別の措置をお取り計らわれるよう、強い要望がだされております。

つきましては、下記のとおり要望いたしますので、現状を御勘案いただき、格別の御配慮をお願いします。

なお、本件につきましては、昨日（3月17日）法務省、外務省に別添のとおり要望いたしました。

記

1．7月期及び10月期に係る日本語教育機関への入学を予定とする在留資格認定証明書交付申請の期限の延長について

東京入国管理局（同支局）においては、7月期及び10月期に係る留学生の在留資格認定証明書交付申請の期限を3月29日（火）及び5月31日（火）と定めています。しかしながら、日本への留学希望者の多数が、留学の時期を保留している状態に鑑み、東京入国管理局の申請期限を1か月延長の措置をとっていただきたい。

2．4月に日本語教育機関に入学する留学生の在留資格認定証明書の取扱いについて

4月に日本語教育機関へ入学する予定の留学生については、本年2月下旬に東京入国管理局から在留資格認定証明書の交付を受けております。各留学生の認定証明書の有効期限は交付の日から3か月とされており、その日までに査証を取得し上陸することになっておりますところ、入国を留保する者が多数見られることから、現行の3か月を6か月に延長することについて、特別の措置を執っていただきたい。

3．再入国許可を取らずに帰国をした学生について

早急に避難等をするため再入国許可を取らずに帰国した学生等に対し、学習継続希望を学校の上申書等により確認できる場合などにおいては、手続を簡素化して速やかに再び入国できるようにするなど特段の御配慮をいただきたい。

平成23年3月18日

札幌入国管理局長 殿

財団法人日本語教育振興協会  
理事長 佐藤 次郎

東北地方太平洋沖地震に伴う留学生の特別措置について（要望）

標記の地震及び福島第一原子力発電所の事故に係る不安のため、各日本語教育機関の留学生の中には、入国を留保する者また、一時帰国する者や帰国する者が日ごとに増えてきております。この様な緊急事態に対処するため、各日本語教育機関及び日本語教育機関の団体から留学生の入国手続及び在留資格認定証明書交付申請手続について特別の措置をお取り計らわれるよう、強い要望がだされております。

つきましては、下記のとおり要望いたしますので、現状を御勘案いただき、格別の御配慮をお願いします。

なお、本件につきましては、3月17日に法務省、外務省に別添のとおり要望いたしました。

記

1. 7月期及び10月期に係る日本語教育機関への入学を予定とする在留資格認定証明書交付申請の期限の延長について

札幌入国管理局においては、7月期及び10月期に係る留学生の在留資格認定証明書交付申請の期限を4月下旬及び7月中旬と定めています。しかしながら、日本への留学希望者の多数が、留学の時期を保留している状態に鑑み、札幌入国管理局の申請期限を1か月延長の措置をとっていただきたい。

2. 4月に日本語教育機関に入学する留学生の在留資格認定証明書の取扱いについて

4月に日本語教育機関へ入学する予定の留学生については、本年2月下旬に札幌入国管理局から在留資格認定証明書の交付を受けております。各留学生の認定証明書の有効期限は交付の日から3か月とされており、その日までに査証を取得し上陸することになっておりますところ、入国を留保する者が多数見られることから、現行の3か月を6か月に延長することについて、特別の措置を執っていただきたい。

3. 再入国許可を取らずに帰国をした学生について

早急に避難等をするため再入国許可を取らずに帰国した学生等に対し、学習継続希望を学校の上申書等により確認できる場合などにおいては、手続を簡素化して速やかに再び入国できるようにするなど特段の御配慮をいただきたい。

平成23年3月18日

仙台入国管理局長 殿

財団法人日本語教育振興協会  
理事長 佐藤 次郎

東北地方太平洋沖地震に伴う留学生の特別措置について（要望）

標記の地震及び福島第一原子力発電所の事故に係る不安のため、各日本語教育機関の留学生の中には、入国を留保する者また、一時帰国する者や帰国する者が日ごとに増えてきております。この様な緊急事態に対処するため、各日本語教育機関及び日本語教育機関の団体から留学生の入国手続及び在留資格認定証明書交付申請手続について特別の措置をお取り計らわれるよう、強い要望がだされております。

つきましては、下記のとおり要望いたしますので、現状を御勘案いただき、格別の御配慮をお願いします。

なお、本件につきましては、3月17日に法務省、外務省に別添のとおり要望いたしました。

記

1. 7月期及び10月期に係る日本語教育機関への入学を予定とする在留資格認定証明書交付申請の期限の延長について

仙台入国管理局においては、7月期及び10月期に係る留学生の在留資格認定証明書交付申請の期限を3月下旬及び6月下旬と定めています。しかしながら、日本への留学希望者の多数が、留学の時期を保留している状態に鑑み、仙台入国管理局の申請期限を1か月延長の措置をとっていただきたい。

2. 4月に日本語教育機関に入学する留学生の在留資格認定証明書の取扱いについて

4月に日本語教育機関へ入学する予定の留学生については、本年2月下旬に仙台入国管理局から在留資格認定証明書の交付を受けております。各留学生の認定証明書の有効期限は交付の日から3か月とされており、その日までに査証を取得し上陸することになっておりますところ、入国を留保する者が多数見られることから、現行の3か月を6か月に延長することについて、特別の措置を執っていただきたい。

3. 再入国許可を取らずに帰国をした学生について

早急に避難等をするため再入国許可を取らずに帰国した学生等に対し、学習継続希望を学校の上申書等により確認できる場合などにおいては、手続を簡素化して速やかに再び入国できるようにするなど特段の御配慮をいただきたい。

平成23年3月18日

名古屋入国管理局長 殿

財団法人日本語教育振興協会  
理事長 佐藤 次郎

東北地方太平洋沖地震に伴う留学生の特別措置について（要望）

標記の地震及び福島第一原子力発電所の事故に係る不安のため、各日本語教育機関の留学生の中には、入国を留保する者また、一時帰国する者や帰国する者が日ごとに増えてきております。この様な緊急事態に対処するため、各日本語教育機関及び日本語教育機関の団体から留学生の入国手続及び在留資格認定証明書交付申請手続について特別の措置をお取り計らわれるよう、強い要望がだされております。

つきましては、下記のとおり要望いたしますので、現状を御勘案いただき、格別の御配慮をお願いします。

なお、本件につきましては、3月17日に法務省、外務省に別添のとおり要望いたしました。

記

1. 7月期及び10月期に係る日本語教育機関への入学を予定とする在留資格認定証明書交付申請の期限の延長について

名古屋入国管理局においては、7月期及び10月期に係る留学生の在留資格認定証明書交付申請の期限を4月下旬及び6月中旬と定めています。しかしながら、日本への留学希望者の多数が、留学の時期を保留している状態に鑑み、名古屋入国管理局の申請期限を1か月延長の措置をとっていただきたい。

2. 4月に日本語教育機関に入学する留学生の在留資格認定証明書の取扱いについて

4月に日本語教育機関へ入学する予定の留学生については、本年2月下旬に名古屋入国管理局から在留資格認定証明書の交付を受けております。各留学生の認定証明書の有効期限は交付の日から3か月とされており、その日までに査証を取得し上陸することになっておりますところ、入国を留保する者が多数見られることから、現行の3か月を6か月に延長することについて、特別の措置を執っていただきたい。

3. 再入国許可を取らずに帰国をした学生について

早急に避難等をするため再入国許可を取らずに帰国した学生等に対し、学習継続希望を学校の上申書等により確認できる場合などにおいては、手続を簡素化して速やかに再び入国できるようにするなど特段の御配慮をいただきたい。

平成23年3月18日

大阪入国管理局長 殿

財団法人日本語教育振興協会  
理事長 佐藤 次郎

東北地方太平洋沖地震に伴う留学生の特別措置について（要望）

標記の地震及び福島第一原子力発電所の事故に係る不安のため、各日本語教育機関の留学生の中には、入国を留保する者また、一時帰国する者や帰国する者が日ごとに増えてきております。この様な緊急事態に対処するため、各日本語教育機関及び日本語教育機関の団体から留学生の入国手続及び在留資格認定証明書交付申請手続について特別の措置をお取り計らわれるよう、強い要望がだされております。

つきましては、下記のとおり要望いたしますので、現状を御勘案いただき、格別の御配慮をお願いします。

なお、本件につきましては、3月17日に法務省、外務省に別添のとおり要望いたしました。

記

1. 7月期及び10月期に係る日本語教育機関への入学を予定とする在留資格認定証明書交付申請の期限の延長について

大阪入国管理局（同支局）においては、7月期及び10月期に係る留学生の在留資格認定証明書交付申請の期限を4月中旬及び6月下旬と定めています。しかしながら、日本への留学希望者の多数が、留学の時期を保留している状態に鑑み、大阪入国管理局の申請期限を1か月延長の措置をとっていただきたい。

2. 4月に日本語教育機関に入学する留学生の在留資格認定証明書の取扱いについて

4月に日本語教育機関へ入学する予定の留学生については、本年2月下旬に大阪入国管理局から在留資格認定証明書の交付を受けております。各留学生の認定証明書の有効期限は交付の日から3か月とされており、その日までに査証を取得し上陸することになっておりますところ、入国を留保する者が多数見られることから、現行の3か月を6か月に延長することについて、特別の措置を執っていただきたい。

3. 再入国許可を取らずに帰国をした学生について

早急に避難等をするため再入国許可を取らずに帰国した学生等に対し、学習継続希望を学校の上申書等により確認できる場合などにおいては、手続を簡素化して速やかに再び入国できるようにするなど特段の御配慮をいただきたい。

平成23年3月18日

広島入国管理局長 殿

財団法人日本語教育振興協会  
理事長 佐藤 次郎

東北地方太平洋沖地震に伴う留学生の特別措置について（要望）

標記の地震及び福島第一原子力発電所の事故に係る不安のため、各日本語教育機関の留学生の中には、入国を留保する者また、一時帰国する者や帰国する者が日ごとに増えてきております。この様な緊急事態に対処するため、各日本語教育機関及び日本語教育機関の団体から留学生の入国手続及び在留資格認定証明書交付申請手続について特別の措置をお取り計らわれるよう、強い要望がだされております。

つきましては、下記のとおり要望いたしますので、現状を御勘案いただき、格別の御配慮をお願いします。

なお、本件につきましては、3月17日に法務省、外務省に別添のとおり要望いたしました。

記

1. 7月期及び10月期に係る日本語教育機関への入学を予定とする在留資格認定証明書交付申請の期限の延長について

広島入国管理局においては、7月期及び10月期に係る留学生の在留資格認定証明書交付申請の期限を4月中旬及び6月下旬と定めています。しかしながら、日本への留学希望者の多数が、留学の時期を保留している状態に鑑み、広島入国管理局の申請期限を1か月延長の措置をとっていただきたい。

2. 4月に日本語教育機関に入学する留学生の在留資格認定証明書の取扱いについて

4月に日本語教育機関へ入学する予定の留学生については、本年2月下旬に広島入国管理局から在留資格認定証明書の交付を受けております。各留学生の認定証明書の有効期限は交付の日から3か月とされており、その日までに査証を取得し上陸することになっておりますところ、入国を留保する者が多数見られることから、現行の3か月を6か月に延長することについて、特別の措置を執っていただきたい。

3. 再入国許可を取らずに帰国をした学生について

早急に避難等をするため再入国許可を取らずに帰国した学生等に対し、学習継続希望を学校の上申書等により確認できる場合などにおいては、手続を簡素化して速やかに再び入国できるようにするなど特段の御配慮をいただきたい。

平成23年3月18日

高松入国管理局長 殿

財団法人日本語教育振興協会  
理事長 佐藤 次郎

東北地方太平洋沖地震に伴う留学生の特別措置について（要望）

標記の地震及び福島第一原子力発電所の事故に係る不安のため、各日本語教育機関の留学生の中には、入国を留保する者また、一時帰国する者や帰国する者が日ごとに増えてきております。この様な緊急事態に対処するため、各日本語教育機関及び日本語教育機関の団体から留学生の入国手続及び在留資格認定証明書交付申請手続について特別の措置をお取り計らわれるよう、強い要望がだされております。

つきましては、下記のとおり要望いたしますので、現状を御勘案いただき、格別の御配慮をお願いします。

なお、本件につきましては、3月17日に法務省、外務省に別添のとおり要望いたしました。

記

1. 10月期に係る日本語教育機関への入学を予定とする在留資格認定証明書交付申請の期限の延長について

高松入国管理局においては、10月期に係る留学生の在留資格認定証明書交付申請の期限を7月中旬頃と定めています。しかしながら、日本への留学希望者の多数が、留学の時期を保留している状態に鑑み、高松入国管理局の申請期限を1か月延長の措置をとっていただきたい。

2. 4月に日本語教育機関に入学する留学生の在留資格認定証明書の取扱いについて

4月に日本語教育機関へ入学する予定の留学生については、本年2月下旬に高松入国管理局から在留資格認定証明書の交付を受けております。各留学生の認定証明書の有効期限は交付の日から3か月とされており、その日までに査証を取得し上陸することになっておりますところ、入国を留保する者が多数見られることから、現行の3か月を6か月に延長することについて、特別の措置を執っていただきたい。

3. 再入国許可を取らずに帰国をした学生について

早急に避難等をするため再入国許可を取らずに帰国した学生等に対し、学習継続希望を学校の上申書等により確認できる場合などにおいては、手続を簡素化して速やかに再び入国できるようにするなど特段の御配慮をいただきたい。

平成23年3月18日

福岡入国管理局長 殿

財団法人日本語教育振興協会  
理事長 佐藤 次郎

東北地方太平洋沖地震に伴う留学生の特別措置について（要望）

標記の地震及び福島第一原子力発電所の事故に係る不安のため、各日本語教育機関の留学生の中には、入国を留保する者また、一時帰国する者や帰国する者が日ごとに増えてきております。この様な緊急事態に対処するため、各日本語教育機関及び日本語教育機関の団体から留学生の入国手続及び在留資格認定証明書交付申請手続について特別の措置をお取り計らわれるよう、強い要望がだされております。

つきましては、下記のとおり要望いたしますので、現状を御勘案いただき、格別の御配慮をお願いします。

なお、本件につきましては、3月17日に法務省、外務省に別添のとおり要望いたしました。

記

1. 7月期及び10月期に係る日本語教育機関への入学を予定とする在留資格認定証明書交付申請の期限の延長について

福岡入国管理局（同支局）においては、7月期及び10月期に係る留学生の在留資格認定証明書交付申請の期限を3月下旬及び6月下旬と定めています。しかしながら、日本への留学希望者の多数が、留学の時期を保留している状態に鑑み、福岡入国管理局の申請期限を1か月延長の措置をとっていただきたい。

2. 4月に日本語教育機関に入学する留学生の在留資格認定証明書の取扱いについて

4月に日本語教育機関へ入学する予定の留学生については、本年2月下旬に福岡入国管理局から在留資格認定証明書の交付を受けております。各留学生の認定証明書の有効期限は交付の日から3か月とされており、その日までに査証を取得し上陸することになっておりますところ、入国を留保する者が多数見られることから、現行の3か月を6か月に延長することについて、特別の措置を執っていただきたい。

3. 再入国許可を取らずに帰国をした学生について

早急に避難等をするため再入国許可を取らずに帰国した学生等に対し、学習継続希望を学校の上申書等により確認できる場合などにおいては、手続を簡素化して速やかに再び入国できるようにするなど特段の御配慮をいただきたい。